

犯罪被害給付制度Q&A

Q 故意の犯罪行為であれば、どのような場合でも給付金が支給されるのですか。

A 犯罪による被害でも、次のような場合などには、給付金の全部又は一部が支給されることがあります。

- 犯罪被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 犯罪被害について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき
- 犯罪被害者と加害者との関係（金銭関係や男女関係のトラブルなど）、その他の事情からみて給付金を支給することが社会常識に照らし適切でないと認められるとき

Q 会社員が仕事に犯罪被害を受けた場合には、労災保険による補償が行われますが、このような場合であっても給付金は支給されるのですか。

A 労働者災害補償保険法（労災保険）その他の法令により公的な支給が行われる場合には、犯罪被害者等給付金の額を上限として調整されます（補償額が犯罪被害者等給付金の額を上回るときは、犯罪被害者等給付金は支給されません）。

Q 加害者側から損害賠償を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

A 犯罪被害を原因として犯罪被害者又は遺族が損害賠償を受けた場合に、受領した損害賠償の額が給付金の額を上回っているときは支給されません。また、損害賠償の額が給付金の額を下回る場合は、給付金の額から受領した損害賠償の額を差し引いた額を支給することとなります。

なお、示談等により、損害賠償請求権を放棄した場合も、支給されません。

※ 損害賠償を受けたときは、次の事項を記載した書面を公安委員会に届け出なければなりません。

- 損害賠償を受けた人の氏名、住所及び被害者との続柄
- 損害賠償を受けた年月日
- 損害賠償をした人の氏名、住所、職業及び加害者との関係
- 受領した損害賠償額及びその内訳

Q 交通事故によって被害を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

A この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害には、犯罪被害者等給付金は支給されません。なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q 重傷病給付金の支給対象となる「精神疾患に関し、PTSD等で3日以上労務に服することができない程度」とは、誰がどのように判断するのですか。

A 申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、診断書などの医師の診断結果に基づいて判断を行います。また、必要に応じて医師からの聴取りを行う場合もあります。

Q 障害給付金の対象となる「障害」とは、どの程度の障害をいうのですか。

A 障害の程度は、他の災害補償関係法令の障害等級と同様に第1級から第14級までをいいます。なお、法令で定められている障害等級については、P7を参照してください。

障害等級

等級	身体上の障害	等級	身体上の障害
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能を喪失したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	第9級	1 両眼の視力が0.6以下になつたもの 2 一眼の視力が0.08以下になつたもの 3 両眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 8 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度になつたもの 9 一耳の聴力を全く失つたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 一手の母指又は母指以外の二の手指を失つたもの 13 一手の母指を含み二の手指の用を喪失したもの又は母指以外の三の手指の用を喪失したもの 14 一足の第一の足指を含み二以上の足指を失つたもの 15 一足の足指の全部の用を喪失したもの 16 外観に相当程度の醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの
	第2級		1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になつたもの 2 両眼の視力が0.02以下になつたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失つたもの 6 両下肢を足関節以上で失つたもの
第3級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を喪失したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失つたもの	第10級	1 一眼の視力が0.1以下になつたもの 2 正面視で複視を残すもの 3 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に障害を残すもの 4 十歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難な程度になつたもの 6 一耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 7 一手の母指又は母指以外の二の手指の用を喪失したもの 8 一下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 一足の第一の足指又は他の四の足指を失つたもの 10 一上肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節中の一関節の機能に著しい障害を残すもの
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失つたもの 4 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 5 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 6 両手の手指の全部の用を喪失したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失つたもの		
第5級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失つたもの 5 一下肢を足関節以上で失つたもの 6 一上肢の用を全廃したもの 7 一下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指を全部失つたもの	第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 十歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 6 一耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 7 脊柱に変形を残すもの 8 一手の示指、中指又は環指を失つたもの 9 一足の第一の足指を含み二以上の足指の用を喪失したもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
	第6級		1 両眼の視力が0.1以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節中の二関節の用を喪失したもの 7 一下肢の三大関節中の二関節の用を喪失したもの 8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指を失つたもの
第7級	1 両眼の視力が0.1以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になつたもの 4 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 5 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 7 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの 8 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を喪失したもの 9 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 10 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 11 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 12 両足の足指の全部の用を喪失したもの 13 外観に著しい醜状を残すもの 14 両側の嚙(こう)丸を失つたもの	第12級	1 一眼の視力が0.06以下になつたもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 3 一耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になつたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 一手の母指を含み三の手指を失つたもの又は母指以外の四の手指を失つたもの 7 一手の五の手指又は母指を含み四の手指の用を喪失したもの 8 一足をリスフラン関節以上で失つたもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を喪失したもの 12 一足の第一の足指又は他の四の足指の用を喪失したもの 13 両側に顕著な神経症状を残すもの 14 外観に醜状を残すもの
	第8級		1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下になつたもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 一手の母指を含み二の手指を失つたもの又は母指以外の三の手指を失つたもの 4 一手の母指を含み三の手指の用を喪失したもの又は母指以外の四の手指の用を喪失したもの 5 一下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節中の一関節の用を喪失したもの 7 一下肢の三大関節中の一関節の用を喪失したもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 一足の足指の全部を失つたもの
第9級	1 一眼の視力が0.02以下になつたもの 2 両眼の視力が0.02以下になつたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失つたもの 6 両下肢を足関節以上で失つたもの	第13級	1 一眼の視力が0.06以下になつたもの 2 正面視以外で複視を残すもの 3 一眼に半盲症、視野狭窄(さく)又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 5 五歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 一手の小指の用を喪失したもの 8 一手の母指の指骨の一部を失つたもの 9 一下肢を1センチメートル以上短縮したもの 10 一足の第三の足指以下の一又は二の足指を失つたもの 11 一足の第二の足指の用を喪失したもの、第二の足指を含み二の足指の用を喪失したもの又は第三の足指以下の三の足指の用を喪失したもの
	第10級		1 一眼の視力が0.06以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失つたもの 4 一上肢をひじ関節以上で失つたもの 5 一下肢をひざ関節以上で失つたもの 6 両手の手指の全部の用を喪失したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失つたもの
第11級	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を喪失したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失つたもの	第14級	1 一眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまつげはげを残すもの 2 三歯以上に対し歯科補綴(てつ)を加えたもの 3 一耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になつたもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの鋭いあそを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの鋭いあそを残すもの 6 一手の母指以外の手指の指骨の一部を失つたもの 7 一手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなつたもの 8 一足の第三の足指以下の一又は二の足指の用を喪失したもの 9 両側に顕著な神経症状を残すもの
	第12級		1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になつたもの 2 咀嚼(そしゃく)又は言語の機能を喪失したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失つたもの

お問い合わせ先一覧

申請者がお住まいの都道府県	本 部 名	担当課 (室)	電話番号(代表)
北海道	北海道警察本部	警 務 課	011-251-0110
青森県	青森県警察本部	教 養 課	017-723-4211
岩手県	岩手県警察本部	県 民 課	019-653-0110
宮城県	宮城県警察本部	警 務 課	022-221-7171
秋田県	秋田県警察本部	警 務 課	018-863-1111
山形県	山形県警察本部	警 務 課	023-626-0110
福島県	福島県警察本部	県民サービス課	024-522-2151
東京都	警 視 庁	企 画 課	03-3581-4321
茨城県	茨城県警察本部	警 務 課	029-301-0110
栃木県	栃木県警察本部	県民広報相談課	028-621-0110
群馬県	群馬県警察本部	広 報 広 聴 課	027-243-0110
埼玉県	埼玉県警察本部	警 務 課	048-832-0110
千葉県	千葉県警察本部	警 務 課	043-201-0110
神奈川県	神奈川県警察本部	警 務 課	045-211-1212
新潟県	新潟県警察本部	警 務 課	025-285-0110
山梨県	山梨県警察本部	警 務 課	055-221-0110
長野県	長野県警察本部	警 務 課	026-233-0110
静岡県	静岡県警察本部	警 察 相 談 課	054-271-0110
富山県	富山県警察本部	警 察 相 談 課	076-441-2211
石川県	石川県警察本部	県民支援相談課	076-225-0110
福井県	福井県警察本部	警 務 課	0776-22-2880
岐阜県	岐阜県警察本部	広 報 県 民 課	058-271-2424
愛知県	愛知県警察本部	住民サービス課	052-951-1611

三重県	三重県警察本部	広 聴 広 報 課	059-222-0110
滋賀県	滋賀県警察本部	警察県民センター	077-522-1231
京都府	京都府警察本部	警 務 課	075-451-9111
大阪府	大阪府警察本部	府民応接センター	06-6943-1234
兵庫県	兵庫県警察本部	警 務 課	078-341-7441
奈良県	奈良県警察本部	県民サービス課	0742-23-0110
和歌山県	和歌山県警察本部	警 察 相 談 課	073-423-0110
鳥取県	鳥取県警察本部	警 察 県 民 課	0857-23-0110
島根県	島根県警察本部	広 報 県 民 課	0852-26-0110
岡山県	岡山県警察本部	県 民 応 接 課	086-234-0110
広島県	広島県警察本部	警察安全相談課	082-228-0110
山口県	山口県警察本部	警 察 県 民 課	083-933-0110
徳島県	徳島県警察本部	警 務 課	088-622-3101
香川県	香川県警察本部	広聴・被害者支援課	087-833-0110
愛媛県	愛媛県警察本部	警 務 課	089-934-0110
高知県	高知県警察本部	県民支援相談課	088-826-0110
福岡県	福岡県警察本部	被害者支援・相談課	092-641-4141
佐賀県	佐賀県警察本部	広 報 県 民 課	0952-24-1111
長崎県	長崎県警察本部	警 務 課	095-820-0110
熊本県	熊本県警察本部	広 報 県 民 課	096-381-0110
大分県	大分県警察本部	広 報 課	097-536-2131
宮崎県	宮崎県警察本部	警 務 課	0985-31-0110
鹿児島県	鹿児島県警察本部	警 務 課	099-206-0110
沖縄県	沖縄県警察本部	広 報 相 談 課	098-862-0110